

令和3年経済センサス - 活動調査 参考Q & A集

No.	質問内容	回答内容
1	経済センサスとはどのような調査なのか。	<p>■「経済センサス」は、同一時点での我が国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国・地域別に明らかにすることを目的としており、いわゆる「経済の国勢調査」とも言うべき、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査の一つです。</p> <p>■経済センサスは、「経済センサス-基礎調査」と「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っています。</p>
2	経済センサス-活動調査とはどのような調査なのか。	<p>■「経済センサス-活動調査」は、我が国の全産業分野におけるすべての事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とした調査です。</p> <p>■また、この調査は、従前実施していた事業所・企業統計調査やサービス業基本調査など複数の統計調査を整理・統廃合する形で創設されたものであり、平成24年に第1回調査を実施してから原則5年ごとに実施しています。</p>
3	センサスとは、どういう意味なのか。	<p>■経済センサスの「センサス」とは、「全数調査」の訳語で、すべての対象を漏れなく調査することを意味します。</p>
4	一昨年頃に経済センサスという名の調査に回答をした。その違いは何か。	<p>■経済センサスは、「経済センサス-基礎調査」と「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っており、令和元年度に実施した調査は、「経済センサス-基礎調査」で、主に事業所・企業の名称、所在地、従業者数などの基本的構造を把握するために実施したものです。</p> <p>■今回実施する「経済センサス-活動調査」は、「経済センサス-基礎調査」の結果などを利用して、主に全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握することを目的として実施するものです。</p>
5	統計法とは？	<p>■統計法は、昭和22年(1947年)に、国の行政機関が作成する統計の真実性の確保、統計調査の重複排除、統計体系の整備、統計制度の改善発達を目的に制定された法律です。当時の統計法は、もっぱら統計調査に関する基本を定めていましたが、平成19年(2007年)5月、統計を「社会の情報基盤」ととらえる新しい視点に立って全面的に改正されました。この新統計法では、国の行政機関が作成する統計や実施する統計調査に関する基本的なルール、統計整備のための仕組みなどが定められています。</p>
6	この調査は本当に国の調査なのか。	<p>■総務省及び経済産業省が統計法という法律に基づき行っている調査です。</p> <p>■総務省統計局又は経済産業省のホームページからご確認ください。</p>
7	総務省HPのどこのコーナーで本調査が紹介されているのか。	<p>■総務省のページ</p> <p><a href="https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html">https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html</a> (検索サイトで「総務省 令和3年経済センサス活動調査」と検索してください。)</p>
8	経済産業省HPのどこのコーナーで本調査が紹介されているのか。	<p>■経済産業省のページ</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html</a> (検索サイトで「経済センサス活動調査 経済産業省」と検索してください。)</p>
9	経済センサスはどこが行っている調査か。	<p>■総務省・経済産業省が、都道府県、市区町村、調査員を通じて行っています。</p>
10	経済センサスの調査結果は、何に利用されるのか。	<p>■「経済センサス」は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての活用だけではなく、経営の参考資料として事業者の皆様方にも活用していただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種法令に基づく利用 地方消費税を都道府県に配分するための基礎資料</li> <li>○国の行政施策への利用 中小企業振興など、各種補助金を交付するための基礎資料</li> <li>○地方公共団体の行政施策への利用 電気・ガス・水道などの各種エネルギー供給に係る施策の基礎資料</li> <li>○民間企業の経営戦略への利用 地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料</li> </ul>

No.	質問内容	回答内容
11	結果表上、うちの事業所が特定されてしまう心配は無いのか？	■統計調査により集められる事業所の情報は、集計後は統計処理されるため、事業所が特定されるようなことはございません。
12	調査票の集計結果はいつ、どこで確認ができるのか。	■調査結果は、令和4年5月末から順次公表する予定です。 ■総務省及び経済産業省がインターネットや報告書で公表します。 ■また、各種報道機関を通じて、テレビ・ラジオや新聞などの報道機関にも提供します。
13	経済センサス-活動調査は毎年実施するのか。	■経済センサス-活動調査は5年周期で実施しています。次回は令和8年実施予定です。
14	基幹統計調査とはどういった調査か。	■統計法という法律に基づき、政府が実施する重要な統計調査を基幹統計調査といいます。具体的には、次の三つのいずれかに該当する統計(基幹統計)を作成することを目的とした統計調査として総務大臣の承認を得たものをいい、経済センサス-活動調査も基幹統計調査の一つです。 ・全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計 ・民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計 ・国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
15	「経済センサス-活動調査」に関するホームページはあるか。	■令和3年経済センサス-活動調査 キャンペーンサイトURL <a href="https://www.e-census2021.go.jp/">https://www.e-census2021.go.jp/</a> (検索サイトで「経済センサス2021」と検索してください。)
16	「経済センサス-活動調査」は何を対象とした調査なのか。	■経済センサス-活動調査は、全国のすべての事業所・企業が対象となります。
17	なぜうちが調査の対象となったのか。	■この調査は、全国すべての事業所・企業を漏れなく把握することとしておりますので、ご回答をお願いします。
18	「事業所」とは。 (この調査における事業所とはどのような定義か。)	■この調査では、原則として次の要件を備えているものを事業所といいます。 ・経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること ・物の生産やサービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること ■支店、営業所などという名称や、店舗を構えているかどうかという形態にかかわらず、この要件を満たしていれば、「事業所」として捉え、この調査の対象となります。 ■ただし、事業所の場所が近接しており、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、一つの事業所としてとらえます。
19	令和3年6月1日に開設した事業所は、調査の対象となるのか。	■この調査は令和3年6月1日現在で行っていますので、6月1日に開設した事業所も調査の対象になります。
20	どうしてこの場所に会社があることがわかったのか。	■事業所の名称及び所在地の情報は、令和元年度に実施した経済センサス-基礎調査結果や行政記録情報などに基づいています。
21	この調査の調査対象とならない「事業所」とは。	■この調査においては、以下の事業所が調査対象外となります。 ・個人で農業、林業、漁業を行っている、いわゆる農林漁家 ・個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する家事サービス業の事業所 ・外国公務に属する事業所 (外国政府の機関、国際機関、大使館、領事館、在日米軍施設など) ■上記以外の事業所について調査票の回答をお願いします。
22	うちは個人でやっているお店(又は零細企業)なので、調査対象外ではないのか？	■この調査は、事業所の規模の大小に関わらず、全国のすべての事業所・企業が対象になります。 この調査は、一つ一つの事業所・企業の回答によってできあがるものであり、一部の事業所・企業の回答では、調査結果に偏りが生じてしまいます。また、調査結果は中小企業対策にも幅広く利用されますので、中小企業の実態把握のためにも、ご回答ください。

No.	質問内容	回答内容
23	「産業」は何に基づいて区分されているのか。	■産業は、統計法という法律で定める統計基準の一つである、日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示第405号)で定められた産業となります。なお、一つの事業所で、複数の産業に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって産業を決定することになります。
24	親会社(大企業)の100%子会社なのだが、活動調査について、回答しなければならないのか？	■経済センサス-活動調査は、日本全国の全ての事業所・企業を対象に実施しております。 ■法人単位にて調査を行っておりますので、親会社とは別に、御社においてご回答ください。 ■また、御社の傘下事業所がございましたら、そちらも調査の対象となりますので、御社で併せてご回答ください。
25	管理・運営を民間企業等に委託している公の施設は調査対象となるのか。	■公の施設であっても、管理・運営を民間企業等に委託している場合(指定管理者制度)は、当該施設を管理・運営している事業所が調査の対象となります。
26	ボランティア団体は、調査対象とするのか。また、ボランティア(社会奉仕者)は、従業者に含めるのか。	■無報酬のボランティア(交通費などの実費程度の報酬を受け取っている場合も同じです)以外の従業者がいる場合は、調査対象となります。無報酬のボランティアは、従業者には含めません。
27	自宅において、電話やインターネットによる通信販売を行っている場合、調査対象とするのか。	■調査対象となります。
28	季節的に営業している山小屋、海の家などで、たまたま調査日に従業者がいない場合、事業所となるのか。	■専従の従業者がいれば、調査日にたまたま留守であっても事業所となります。ただし、その山小屋、海の家などが閉鎖されていて、専従の従業者がいなければ、事業所とはなりません。(調査日に開業準備中、休業中の場合も、専従従業者の有無で判断)
29	フランチャイズ・チェーンの事業所のとらえ方は。	■フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店は、FC本部とは独立した組織となります。したがって、FC本部がまとめてFC加盟店の調査票を回答するのではなく、個々の加盟店において調査票を回答していただくこととしておりますので、ご注意願います。
30	百貨店、スーパーマーケットなどの構内で「消化仕入」(売上仕入)をしている売り場は、別の事業所とするのか。	■「消化仕入」(売上仕入)をしている売り場は、個別の事業所とはせずに、百貨店、スーパーマーケットなどに含めてください。なお、「テナント」の場合は、同一構内であっても、百貨店、スーパーマーケットなどとは別の事業所になります。 (以下、参考) 【消化仕入】百貨店やスーパーなどが他の販売業者に店舗内の一部で商品を販売させ、売上金は百貨店やスーパーが一括管理し、一定日に販売した商品の仕入相当額を販売業者に支払う形態のことであり、「売上仕入」とも言われています。 【テナント】百貨店やスーパーなどの構内の一区画を賃借し、出店している別経営の事業所のことです。
31	現在、会社更生法、民事再生法が適用されている場合は、どのように考えるのか。	■会社更生法、民事再生法が適用中であっても調査日に開業していれば事業所として調査対象となります。 ■また、営業等は行ってなくても、専従の従業者がいれば事業所となります。
32	この調査は、どのような方法で行われるのか。	■この調査は、総務省と経済産業省において調査の基本的な計画を立案し、令和3年6月1日を調査期日として行われます。 ■調査は「調査員による調査」と「直轄調査」の二つの方法で行います。 ■「調査員による調査」は、単独事業所(他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所)等を対象に、調査員が事業所に調査票を配布し、インターネット又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、地域の実情に応じて、郵送による提出を可能としている市区町村もあります。 ■「直轄調査」は、傘下に複数の事業所を有する企業等を対象に、本社等に傘下の事業所の調査票を含め、一括して郵送で配布し、インターネット又は記入済みの調査票を郵送で回収する方法により行います。 ■インターネットによる回答は、24時間いつでも都合の良い時間に回答できることなどの利点があるため、インターネットによる回答を推奨しております。 ■なお、いずれの方法による場合も、調査票への回答は、事業所の代表者(若しくは、それに代わる者)が自ら行う方式(自計方式)となっております。

No.	質問内容	回答内容
33	この調査に回答する義務はあるのか。	<p>■経済センサス-活動調査は、統計法という法律に基づく基幹統計調査であり、同法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を規定しています。</p> <p>■経済センサス-活動調査は、全国約600万のすべての事業所に回答をお願いする大規模調査で極めて重要な調査であり、その結果は行政施策などを通じて私たちの生活に還元されるものですので、ご回答をお願いします。</p> <p>【参考】統計法(抄) (報告義務) 第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。(後略)</p>
34	回答したくないが、罰則の適用はあるのか。	<p>※注意！ 罰則規定については極力触れず、先方から求められた場合のみ案内するにとどめる。 拒否＝罰則の適用(強制)とすぐに結びつけるのではなく、調査事項の必要性和回答の重要性を説明し、報告していただくことが大切。</p> <p>■統計法では、国勢調査や経済センサス-活動調査のような国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象となる者には報告義務を課すとともにしこれに違反して、報告を拒み、又は虚偽の報告をした者には罰則(50万円以下の罰金)の規定があります。</p> <p>(「結局、どういう手続きとなるのか」と詳しく聞かれた場合) ■他の罰則と同様、裁判を経て判決(量刑確定)が出てからの適用となります。</p> <p>(「過去に罰則が適用された例はあるのか」と聞かれた場合) ■札幌市が把握している限りでは、過去に罰則が適用された事例はございません。</p>
35	調査に回答すると謝礼がもらえるのか。	<p>■この調査は全国すべての事業所・企業を対象としており、謝礼はございません。</p> <p>■この調査票に回答していただいて作られる統計は、地域の産業振興や商店街の活性化などの地方公共団体における行政施策、民間企業の経営計画の策定に役立つことをご理解ください。</p>
36	プライバシーは保護されるのか。	<p>■調査票に回答していただいた内容は、統計法という法律の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを回答してください。</p> <p>■また、調査員などの調査関係者が回答内容を他に漏らすことは、統計法により固く禁じられています。</p> <p>【参考】統計法(抄) (守秘義務) 第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 一 第39条第1項第1号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務 (中略) 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前3号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務 (後略)</p>
37	調査票が税金の資料などに使われるのではないか。	<p>■調査票に回答していただいた内容が、統計以外の目的に使われることは統計法という法律によって固く禁じられています。税金徴収の資料やダイレクトメールのリストなどには使用されませんので、安心してご回答ください。</p>

No.	質問内容	回答内容
38	<p>秘密は保護されるというが、実際どのように保護されるのか。</p>	<p>■統計調査により集められた個人情報「統計法」の規定により保護されます。回答していただいた調査票は外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、個人情報の保護には万全を期しています。</p> <p>■また、統計調査員や統計調査に従事する職員には、統計法により守秘義務が課せられていますので、ご理解願います。(統計法では、行政機関の職員、地方公共団体の職員、統計調査員など調査に従事する者や従事していた者は、業務に関して知り得た報告者の秘密を漏らしてはならないことが規定されています)</p> <p>【参考】統計法(抄) (守秘義務) 第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 第1号 第39条第1項第1号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務(第2及び3号 省略) 第4号 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務 第5号 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報(中略)の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務(第6号 省略)</p>
39	<p>「統計調査」と「行政機関等個人情報保護法」との関係はどうなっているのか。</p>	<p>■調査票に回答された内容は、統計法に定められている利用目的以外での使用が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されています。このように、行政機関等個人情報保護法の制定前から、統計法では既に厳格に規定されていたので、行政機関等個人情報保護法の適用除外となっています。</p>
40	<p>個人情報保護法第23条第1項では、個人情報取り扱い事業者に対し、個人データを第三者に提供することが禁止されているので、調査に回答することができない。</p>	<p>■個人情報保護法では、民間の個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています(個人情報保護法第23条第1項)。</p> <p>■統計法に基づく調査への協力の要請があった場合は、この「法令に基づく場合」に該当することから、要請を受けた者は、個人情報であっても本人の同意なしに情報を提供することが認められています。</p> <p>■経済センサス-活動調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施されており、調査への協力の要請を受けた者は、個人情報保護法に規定する「法令に基づく場合」に該当するものとして、個人情報であっても本人の同意なしに情報を提供することが認められています。</p>
41	<p>マイナンバーがあるから、調査を行う必要がない。</p>	<p>■国税庁の「法人番号公表サイト」において公表され利用できる情報は、「商号又は名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「法人番号」の3項目に限られております。</p> <p>■また、個人事業主には法人番号が付与されていません。このことから、マイナンバーでは、経済センサス-活動調査の調査事項を代替することはできません。</p> <p>【法人番号制度について】 ■平成27年10月から、1法人につき1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地あてに通知されています。 ■法人番号は、国税・地方消費税関係の申告書や社会保障などの手続きで利用されています。 ■法人番号は、国税庁の「法人番号公表サイト」を通じて公表されており(公開情報は、法人等の基本3情報である①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)、誰でも自由に利用することができます。</p>
42	<p>調査票に回答した内容がマイナンバーに利用されるのではないのか。</p>	<p>■経済センサス-活動調査は、統計法という法律に基づき、統計の作成を目的として実施しています。調査によって得られた情報は、統計法によって厳格に保護され、統計を作成する目的以外には利用が制限されています。</p> <p>■このため、調査票に回答した内容がマイナンバーに利用されることはありません。</p>
43	<p>事業所の情報を漏らした場合の罰則は。</p>	<p>■統計法では、統計調査員をはじめとする調査関係者に対し、業務に関して知り得た報告者の秘密を漏らした場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることを規定しています。</p>

No.	質問内容	回答内容
44	調査票はどのように管理されているのか。	<p>■ 回答していただいた調査票は国において厳重に保管されます。また、集計が完了して不要となった紙の調査票は溶かしてかたちが残らないようにするなどの措置を講じています。</p>
45	調査票の保管期間はどのくらいなのか？	<p>■ 紙の調査票は3年間保管され、その後、破棄処分いたします。</p>
46	「調査票」に当社の情報が記載されているが、どうやって当社の名簿を取得したのか？	<p>■ 調査票には、事業所における回答負担を軽減するため、令和元年度に実施した「経済センサス-基礎調査」の結果や、労働保険情報などに基づき、名簿を作成しています。</p> <p>■ 内容に変更がある場合は、加筆・修正をお願いいたします。</p> <p>※さらに、そんな調査(＝経済センサス-基礎調査)に回答した覚えはない。どこから、当社の情報を取得したのか？と聞かれた場合 令和元年度経済センサス-基礎調査に加えて、経済構造実態調査、工業統計調査、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の電子開示システム)などに基づき、名簿を作成しています。</p>
47	調査事項の一部でも拒否したら罰せられるのか。	<p>■ 調査事項の一部であっても、調査票に回答されない場合があると正確な統計を作成することができず、この調査の結果を利用して行われる行政(施策)にも支障が生ずる恐れがあります。</p> <p>■ 該当するすべての調査事項について回答するようお願いいたします。</p> <p>■ なお、調査事項の一部であっても、報告を拒否した場合は、報告義務違反の対象となりますが、経済センサス-活動調査は、全国約600万のすべての事業所に回答をお願いする大規模調査で極めて重要な調査であり、その結果は行政施策などを通じて私たちの生活に還元されるものですので、ご回答をお願いします。</p>
48	調査票に記入するには会計士に頼むので、お金がかかるから調査には応じられない。	<p>■ このお電話にて調査票の回答方法を御案内いたします。</p> <p>■ また、調査票に同封されている「調査票の記入のしかた」に分かりやすい説明を記載しておりますので、ご回答のほどお願いします。</p>
49	私のところのような中小零細企業が調査票を出さなくても、大勢に影響ないのではないか。	<p>■ 経済センサス-活動調査は、一つ一つの事業所・企業の回答によってできあがるものであり、一部の事業所・企業の回答では、調査結果に偏りが生じてしまいます。</p> <p>■ また、調査結果は中小企業対策にも幅広く利用されますので、中小企業実態把握のためにもご回答くださるようお願いいたします。</p>
50	統計調査が多すぎるのではないか。これ以上は協力したくない。	<p>■ 各府省や都道府県などが必要な統計調査を行う際には、各府省や地方公共団体が実施する統計調査の内容等が重複し、調査を受ける方に過大な負担をかけることのないよう努めているところです。</p> <p>■ 現在行われている統計調査は、このような仕組みの中で、必要最小限のものとなっております。</p> <p>■ 報告者負担の軽減等から既存の関連する「工業統計調査」の調査内容を「経済センサス-活動調査」に含めて実施することとしています。</p> <p>■ 統計は国民の共有財産であり、ご回答していただくことによって、その結果が国民生活に還元されることとなりますので、是非、ご理解をお願いします。</p>
51	行政資料を活用すれば、この調査は不要ではないか。	<p>■ 調査事項には、調査期日における各事業所の従業者数や売上・費用、事業の内容など、既存の行政記録のみでは把握できない項目も含まれています。</p> <p>■ また、全国すべての事業所を、同じ調査期日に、同じ基準で調査することにより、我が国における事業所・企業の産業構造や従業者規模や売上・費用などを集計し、地域的な比較をする上でも、この調査は必要です。</p>
52	毎年、税務署に書類を提出しているのだから、そこから情報を聞いてほしい。	<p>■ 確定申告については、ご本人様又は税理士などの代理人の方以外は活用できないこととなっております。</p>
53	どうしても調査には協力したくない。	<p>(調査の趣旨を説明して、調査への回答を依頼する)</p> <p>■ この調査は、「統計法」という法律に基づき、国が実施する統計調査の中でも特に重要性が高い調査と位置付けられる基幹統計調査として実施しております。</p> <p>「統計法」では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知り得た情報を他に漏らしてはならない義務を規定しています。(これらに反したときは罰則が定められています。)</p> <p>■ 調査票にご回答いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありませんので、正確な統計を得るためにも、皆様のご理解をお願いいたします。</p>

No.	質問内容	回答内容
54	口頭で言うので、そちらで調査票を書いて欲しい。	<p>■口頭の場合、聞き間違いにより誤った内容を入力(記入)してしまうおそれがあります。</p> <p>■調査票の回答方法について不明な点があれば、このお電話にて御案内しますので、申し訳ございませんが、インターネットにより回答いただくか、お手元の調査票にご回答の上でご提出をお願いいたします。</p> <p>※インターネット回答受付期間経過後は、紙の調査票の提出のみ案内</p>
55	なぜ、このような経済状況のときに税金をかけて調査をするのか？	<p>■経済センサス-活動調査は、日本全国すべての事業所及び企業の経済活動の状況を明らかにするための調査です。</p> <p>■調査結果は、国や地方公共団体の行政施策、学術研究の基礎資料として活用されますし、経営の参考資料として事業者の皆様方にも活用していただいております。また、GDPの推計や、地方消費税の配分の際の基礎資料のほか、地域経済の現状分析や活性化政策、地域防災計画の策定などにも広く活用されます。</p> <p>■また、今回の調査は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた昨年1年間(令和2年暦年)の各事業所・企業の経済活動の実態を把握しますので、国や地方公共団体において経済再生に向けた各種政策を検討する上での基礎として、とても重要なデータになります。</p> <p>■国の重要な調査ですので、ぜひ調査の趣旨をご理解いただきまして、調査票の提出をお願いいたします。</p> <p>(参考)調査結果の主な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費税の清算</li> <li>・商店街等の活性化の目標値及び実績数値</li> <li>・大型店出店の影響分析</li> <li>・中小企業事業資金融資あっせん事業のための基礎数値</li> <li>・中小製造業等設備投資補助金(消費増税対策)の制度設計</li> <li>・中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の改定等</li> <li>・中山間地域活性化基本方針(改訂版)策定のための基礎数値</li> <li>・人口減少問題対策における基礎資料</li> <li>・定住促進に関する参考資料</li> <li>・地域防災計画の策定</li> <li>・地震被害想定調査の経済被害の算定</li> <li>・新幹線新駅建設構想策定のための基礎数値</li> <li>・高速道路の事業効果の基礎資料</li> <li>・国民経済計算の推計への利用</li> <li>・産業連関表作成への利用</li> <li>・日銀短観(全国企業短期経済観測調査)の基礎資料としての利用</li> <li>・中小企業白書やものづくり白書における分析での利用</li> <li>・小・中学校の社会科の副読本(補助教科書)の参考資料</li> <li>・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料</li> </ul>
56	令和3年6月1日現在の正確な数値がみんな出せるわけではない。そんな適当な数値でいろいろな施策を立案して良いのか。	<p>■企業ごとに決算などの時期が異なっていることは承知しておりますが、統計調査では、対象期間・把握時点をそろえた上で調査することが非常に重要です。事業所・企業によってご回答いただく数値の対象期間・把握時点が異なると、我が国経済の動向が正確に把握できなくなってしまいます。</p> <p>■このため、売上等については令和2年1月から12月までの数値を、従業者数などは令和3年6月1日現在の数値でご回答いただくように統一させていただいております。</p>
57	私のところでは回答するが、調査拒否の事業所についてはどのような対策を考えていますか。	<p>■御回答ありがとうございます。</p> <p>■回答できないという事業所については、市区町村や都道府県が電話や訪問により回答をお願いするほか、総務省・経済産業省からも直接調査への回答をお願いするなど、繰り返し丁寧に調査の必要性・重要性について説明して回答をお願いしております。</p> <p>■また、国や都道府県において業界団体などへの協力依頼やテレビ・新聞等を通じたPRなど調査の周知徹底に努めています。</p>
58	以前、「調査票」の提出を断ったはずだが、なぜ督促の電話が来るんだ！	<p>■調査の重要性を踏まえ、再度、ご提出をお願いしております。ぜひ、調査の趣旨をご理解いただきまして、提出をお願いいたします。</p>

No.	質問内容	回答内容
59	毎月「サービス産業動向調査」の調査票を回答するだけでも大変であるのに、なぜ同時期に同じような調査をするのか、同じ内容であれば協力したくない。	<p>■平素より、「サービス産業動向調査」にご回答いただき、ありがとうございます。</p> <p>■サービス産業動向調査は、日本のサービス産業の活動の動きを迅速に提供し、景気対策などに反映させることを目的として毎月調査を行っています。</p> <p>■一方、「経済センサス-活動調査」は、我が国の全産業分野におけるすべての事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とした5年ごとに実施している調査です。</p> <p>■このように「経済センサス-活動調査」と「サービス産業動向調査」は、それぞれ異なる目的のもとに実施している重要な調査であり、それぞれの調査目的に照らして、調査する内容は異なるものとなっています。それぞれの調査の趣旨・目的をご理解の上、それぞれの調査にご回答をお願いいたします。</p>
60	〇〇調査の調査票を回答するだけでも大変であるのに、なぜ同時期に同じような調査をするのか、同じ内容であれば協力したくない。	<p>■「経済センサス-活動調査」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とした調査です。</p> <p>■国が実施する統計調査は、それぞれが別の目的のもとに実施している重要な調査であり、それぞれの調査目的に照らして、調査対象や調査内容は異なるものとなっています。それぞれの調査の趣旨・目的をご理解の上、それぞれの調査にご回答をお願いいたします。</p>
61	なぜ、新型コロナウイルス感染症で大変な状況の時に調査をするのか。	<p>■活動調査は、5年に1度、我が国に所在する全ての事業所・企業を対象として、その経済活動の実態を把握する、いわば「経済の国勢調査」ともいえる重要な調査です。</p> <p>まさにコロナ禍における令和2年の経済活動の実態をとらえる今回の調査は、経済再生に向けた各種施策を検討するための基礎資料として非常に重要な調査となります。</p> <p>■新型コロナウイルスの影響により大変な状況の中、恐れ入りますが、調査の趣旨・、必要性をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。</p>